



岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

令和元年 9月 20日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

2019年第37週

(9/9~9/15)

- RSウイルス感染症は、前週に引き続き患者報告数が多くなっています。
- 第37週に、県内の小学校2校（瑞穂市、可児市）でインフルエンザによる学級閉鎖が行われました。
- 伝染性紅斑は、患者報告数の多い状態が続いています。
- 9月24日～30日は結核予防週間です。→トピックス

■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ定点:87か所、小児科定点:53か所、眼科定点:11か所、基幹定点:5か所）

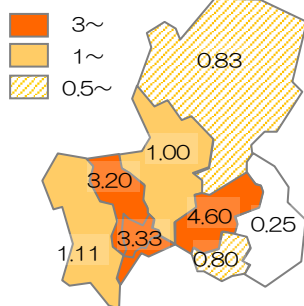
● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	咽頭結膜熱	定点当たり3人以上（1人を下回るまで継続）	恵那（3.00）
	手足口病	定点当たり5人以上（2人を下回るまで継続）	東濃（3.00）
	伝染性紅斑	定点当たり2人以上（1人を下回るまで継続）	岐阜（1.80）
注意報レベル	なし	—	

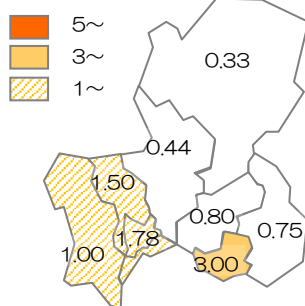
※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。
 警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

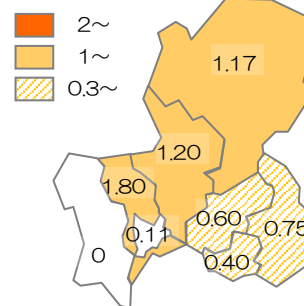
<RSウイルス感染症>



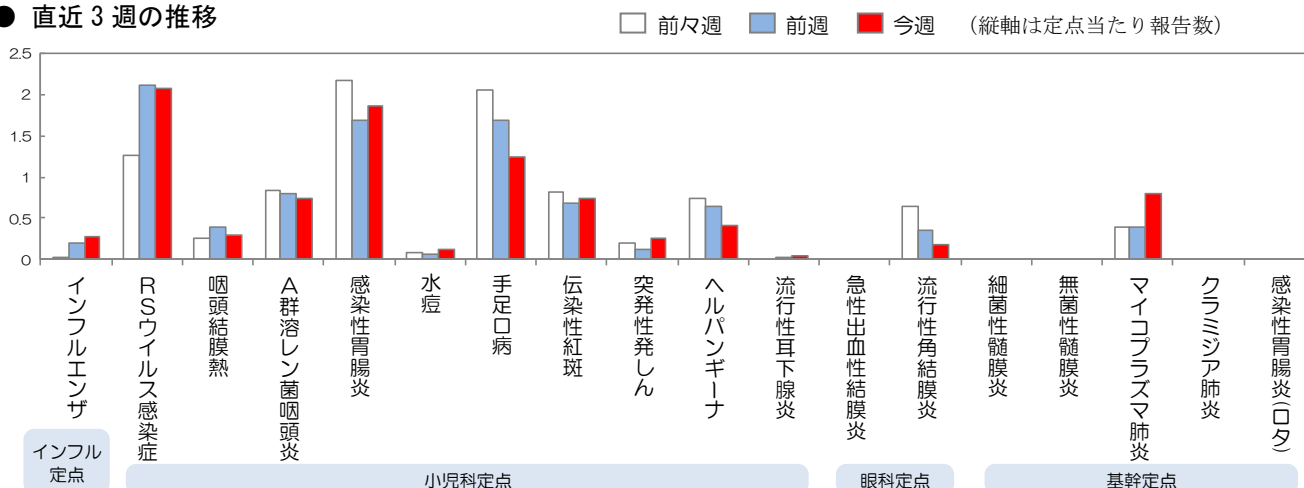
<手足口病>



<伝染性紅斑>



● 直近3週の推移



■ 全数把握対象疾患の発生動向

● 今週届出分

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1類感染症：なし | 5類感染症：アメーバ赤痢 1例、 |
| 2類感染症：結核 12例 | カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 1例、 |
| 3類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 2例 | 梅毒 3例、百日咳 1例 |
| 4類感染症：レジオネラ症 3例 | |

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターのHPをご覧ください。
 感染症発生動向調査週報（IDWR） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■ トピックス

● 結核

◇ 9月24日～30日は結核予防週間です

毎年9月24日～30日は厚生労働省により「結核予防週間」と定められ、結核に関する正しい知識の普及啓発を図る機会としています。

◇ 結核の発生状況

◆ 全国の場合

2018年に新たに結核患者として登録された者の数（新登録結核患者数）は15,590人（前年より7.1%減）、人口10万人当たりの罹患率は12.3（前年より1.0ポイント減）となっています（表1）。

近年の特徴として、(1)結核患者に占める高齢者の割合が増加していること、(2)若年層における外国出生患者の割合が増加していることが挙げられ、結核対策の重要な課題となっています。

2018年の新登録結核患者に占める80歳以上の高齢者の割合は40.7%、外国出生者の割合は10.7%（20歳代では70.4%、30歳代では38.9%）でした。高齢者については、新登録結核患者全体に占める割合は増加しているものの新規の登録者数自体は減少傾向であるのに対し、外国出生患者は新規の登録者数自体が増加しています。近年、東南アジアなど結核がまん延している国々から来日する留学生や技能実習生が増加していることが大きな理由と考えられます。

◆ 岐阜県の場合

2018年の岐阜県の新登録結核患者数は279人（前年より10.9%減）、人口10万人当たりの罹患率は14.0（前年より1.6ポイント減）となっており、全国と比べてやや高い水準で推移しています（表1）。

80歳以上の高齢者の割合は53.8%、外国出生者の割合は9.0%（20歳代では72.2%、30代では75.0%）であり、岐阜県においても、全国と同様に高齢者と外国出生者の結核対策が大きな課題となっています。

◇ 結核のまん延防止のために

結核のまん延防止には、患者の早期発見と確実な治療が重要です。

高齢者や外国籍の方の結核の早期発見は特に重要な課題です。高齢者の方については自治体の実施する住民健診等の受診を促すこと、外国籍の方については、政府で入国時の結核健診に関する検討が進められているところですが、国内でも入職・入学時の健診や定期健診を受ける機会を確実に設けることなどが重要な対策となります。

また、患者の長期にわたる服薬治療を確実に完遂するためには、医療機関、薬局、保健所等が協力して地域全体で結核患者を支援することが重要となります。

○ 感染症法における取扱い

結核は、感染症法において2類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出なければなりません。届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki.jun.html>

表1 新登録結核患者数と罹患率

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
全国	新登録結核患者数	19,615	18,280	17,625	16,789	15,590
	罹患率（人口10万対）	15.4	14.4	13.9	13.3	12.3
	80歳以上の割合（%）	37.7	38.3	39.7	40.1	40.7
	外国出生者の割合（%）	5.6	6.4	7.6	9.1	10.7
岐阜県	新登録結核患者数	342	314	329	313	279
	罹患率（人口10万対）	16.8	15.4	16.3	15.6	14.0
	80歳以上の割合（%）	45.6	47.1	52.0	50.2	53.8
	外国出生者の割合（%）	8.8	9.2	10.0	14.1	9.0

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>